

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公金)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和5年度 単備契約ヘリコプター運航業務(きんき号)	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館	令和5年11月22日	中日本航空株式会社 大阪府八尾市空港2-12	3180001031924	本業務は、中部地方整備局の災害対策用ヘリコプター「まんなか号」が、点検・修理等により運航不能な時や、災害対策及び所管施設等の管理・調査等のため、複数のヘリコプターの運航が必要な場合において、その代替・補填のため、中部地方整備局災害対策用ヘリコプター基地である県営名古屋空港に最も近く、迅速な調査が可能である近畿地方整備局の災害対策用ヘリコプター「きんき号」の運航を行うものである。本業務を実施するには、航空機運航業務に関する専門的な知識と豊富な経験を有し、突発的に発生する災害に対して迅速且つ確実な運航体制を確立することが必要となる。各整備局が所有する災害対策用ヘリコプターは、通常の民間ヘリコプターには搭載されていない、各種カメラ(テレビカメラ、赤外線カメラ等)・サーチライト・画像伝送用アンテナ等災害時の情報収集などに必要とされる装備を搭載している。中日本航空株式会社は近畿地方整備局と「きんき号維持管理運航業務(以下「運航業務」という)を契約中であり、「きんき号」については365日間体制で操縦士、整備士等の委員の確保がされている。また、航空法第73条2項及び航空法施行規則第164条15項で職務付けられている機長による出発前の確認を、運航業務の航空機の保管場所で実施できることから、災害発生直後においても機体の移動を伴わず、極めて迅速且つ確実に運航を開始できる体制を確立している。以上のことから、中日本航空株式会社は、本業務の遂行に必要な条件を満たす唯一の業者であり、同業者と契約を締結するものである。適用法令 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	327,250	327,250	100.00%		単備契約 予定調達総額 2,265,914円
令和5年度 東海環状広報動画等作成業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 松賀 崇博 岐阜市西郷本郷一丁目36番地の1	令和5年11月28日	株式会社エム・シー・アンド・ピー 大阪府北区中之島2-2-2	2120001041913	企画提案書の提出があった2者のうち企業及び予定担当者の業務実績、企画提案書における企画内容について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである	3,498,000	3,498,000	100.00%		
令和5年度 小和田地区堤防整備・基盤整備合同着工式設営業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局天竜川上流河川事務所長 吉田 桂治 長野県駒ヶ根市上穂南7-10	令和5年11月30日	株式会社共立プランニング 長野県長野市大字鶴賀緑町1618-6	1100001000814	本業務は天竜川上流河川事務所が主催する式典の会場設営、会場設営に供される物品の提供を行うものである。実施日:令和5年12月23日(土)午前 本業務は、中川村小和田地区の堤防整備事業が本格化することに伴い着工式を執り行うこととなったため、その会場設営と会場設営に供される物品の提供を発注するものである。当整備事業は現在、用地取得を鋭意実施中であるが、来年度以降本格化の予定である。また、合わせて当該地区に中川村の圃場整備事業が予定されることから、流域治水の観点として、地元と連携しながら事業を進めることが重要であるため、合同で式典を開催して地元の意識高揚をはかり、事業のPRに努めるものである。なお、当式典は、設営業務を別途一般競争により発注したが不調となったため、式典予定日が迫っているなかで予定通り運営するために、緊急随意契約で対応することとなったものである。下記の理由により上記業者と随意契約するものである。 記 1. 当事務所と「令和5年度小和田地区堤防整備事業起工式運営業務」を締結しており、現在、企画運営業務に携わっているため、今回の式典業務に精通している。 2. 式典予定日が迫っていることから短い期間で資機材の確保、及び人材の確保が不可欠であり、これに対応できるノウハウを有している。 3. 中部地方整備局の定める欠格条件に該当していない。 適用法令: 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	3,443,000	3,300,000	95.84%		

(注1) 公表対象随意契約が単備契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単備契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。